

業務フローやコストの分析結果に基づく業務改善事例			
独立行政法人名	農林水産消費安全技術センター	部課室等名	企画調整部企画調整課
対象事業名	分析用標準液（農薬）の調製業務	実施期間	平成26年度中
分析対象とした事務区分	標準液の調製、標準液の濃度確認、混合標準液の調製、混合標準液の濃度確認、発送		
分析実施の背景（問題意識等）	FAMICにおいて効率的に業務を実施するため、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成17年11月14日政策評価・独立行政法人評価委員会）」において指摘されて以降、専門技術的な知見の必要性が低い業務であって、その全部又は一部を外部に委託することにより効率化が図られるものについて外部委託の実施を検討している。農林水産省の指示に基づき行っている農産物中の残留農薬の分析において、市販されている標準試薬から、希釈、混合、濃度検定等の調製を行い分析に供する分析用標準液とする作業がある。この作業は、専門技術的な知見の必要性が低い業務として、外部委託しているが、その効果の検証を行う必要がある。		
分析により明らかになった点	分析用標準液の調製については職員が行う場合に、細分化した各工程ごとの業務量から人件費と一般管理費を試算し、試薬・消耗品購入費等を加えた総額と外部委託の経費を比較した。外部委託経費（平成26年度委託経費約310万円）は、試薬・消耗品購入費と大きな差がない額であり、また、削減された業務量から分析用標準液の調製を外部委託することが効率的であると考えられた。		
分析結果に基づき講じた改善措置	分析用標準液（農薬）の調製業務を次年度も外部委託することとした。		
その効果	外部委託することにより、調製に要する90（人日）の時間を分析の信頼性の向上のための作業に振り分けることができた。		